

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和7年1月20日6行経第3789号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書等について

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、宗教法人「〇〇神社」（以下「本件宗教法人」という。）の令和4年度分事務所備付け書類の写しであり、その内容は次のとおりである。

ア 事務所備付け書類の提出について

イ 役員名簿

ウ 財産目録

エ 決算書

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書に記載された次の情報（以下「本件非開示情報」という。）のうち、アからウまでについては、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に、エからキまでについては、同項第2号（事業情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

ア 「役員名簿」に記載された代表役員の生年月日、責任役員の氏名、生年月日、住所及び就任年月日

イ 「財産目録」に記載された役員の氏名

ウ 「決算書」に記載された役員の氏名

エ 「事務所備付け書類の提出について」に記載された法人の印影

オ 「役員名簿」に記載された神社庁届年月日

カ 「財産目録」に記載された財産の内容、法人の印影

キ 「決算書」に記載された金額及び科目の内容、法人の印影

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書の全

部を開示するとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和 7 年 1 月 8 日付けで、実施機関に対し、条例第 6 条第 1 項の規定により、公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和 7 年 1 月 20 日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和 7 年 4 月 17 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和 7 年 5 月 27 日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 情報公開における考慮事情について

福岡県総務部県民情報広報課作成の「情報公開事務の手引」をみると、条例 7 条第 1 項第 1 号ただし書口や同項第 2 号本文の該当性の判断にあたっては、事案ごとの個別事情を考慮することを前提とした説明がなされている。

また、文献や裁判例においても、各事案の個別事情に即した検討がなされていることから、実施機関の、開示非開示の判断に当り個別事情は全く考慮されないという主張は不合理であり、開示・非開示の判断に個別事情は当然考慮される。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 本件宗教法人の印影や神社庁届提出日、財産目録に記載された財産の内容、決算書に記載された金額及び科目の内容が明らかになっても、本件宗教法人が宗教の信仰や宗教的行為を行うことはできるのであるから、何ら信教の自由が侵害されることはない。

イ 印影が本件宗教法人の取引上重要性が認められるものであり、不特定多数の者に広く知り得る状態に置かれていないという点が事実であるとしても、これを公にすることにより、なぜ本件宗教法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められるのか、全く不明である。

ウ また、神社庁届提出日、財産の内容、金額及び科目の内容が、法人の自立的な宗教活動にどのように関わるのか、全く不明である。

エ そもそも、宗教法人は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者

を教化育成することを主たる目的とする団体であり、第三者との競争を前提にして活動する団体ではないから、宗教法人の競争上の地位が侵害されるということ自体ありえない。

オ したがって、本件非開示情報のうち条例第7条第1項第2号に該当すると
して非開示とされた情報は同号に該当せず、実施機関は開示義務を負う。

(3) 条例第7条第1項第1号ただし書口ないし同項第2号ただし書該当性について

ア 実施機関は、開示・不開示の判断に当たって個別事情を全く考慮できない
という見解に立ち、本件非開示情報は条例第7条第1項第1号ただし書口及
び同項第2号ただし書に該当しないと主張する。しかしながら、当該見解が
不合理であることは、上記(1)のとおりであり、開示・不開示の判断にあたり、
個別事情は当然考慮される。

イ 令和4年2月当時の本件宗教法人の責任役員であった〇〇氏（以下「責任
役員1」という。）は、代表役員の解任を求める福岡県神社庁宛の書面（以
下「本件書面」という。）において、代表役員が審査請求人外9人が提起し
た代表役員個人に対する損害賠償請求訴訟の弁護士費用を、本件宗教法人の
財産から支出することに同意するよう責任役員1に強引に迫ったと述べてい
る。

ウ また、本件書面の中では、解任を求められた代表役員が逆上し、本件宗教
法人で販売される破魔矢や御朱印の印判等を責任役員の〇〇氏（以下「責任
役員2」という。）に指示して持ち去ろうとしたことや、代表役員が責任役
員2が賽銭を持ち去っていたことを黙認していたこと、本件宗教法人の預金
口座の名義を代表役員個人の名義に変更しようとしていたことなどが述べら
れている。

エ さらに、審査請求人は責任役員1から、本件書面を提出した後、責任役員
の退任届を代表役員によって偽造され、責任役員を強制的に退任させられた
と聞いている。そうすると、現在の本件宗教法人の責任役員は代表役員と親
密な関係あるいは従属的な関係にある者が就任しており、代表役員による本
件宗教法人の財産の領得行為に加担している可能性がある。

オ このように、本件宗教法人の代表役員は、本件宗教法人の財産を領得して
いる蓋然性が高く、また、責任役員による本件宗教法人の財産の領得行為を
黙認している可能性もあることから、本件宗教法人の財産を保護するため
に、本件宗教法人の役員による財産の領得行為が行われていないかをチェッ

クする必要があり、そのためには、本件非開示情報の開示を受けることが必要不可欠である。

カ 本件非開示情報が明らかになっても、何ら信教の自由が侵害されることはないし、仮に侵害されると解されるとしても、宗教の信仰や宗教的行為そのものが禁止されるわけではないから、信教の自由に対する直接的な制約はなく、その制約態様は極めて弱い。

キ したがって、本件非開示情報は、条例第7条第1項第1号ただし書口ないし同項第2号ただし書に該当することから、実施機関は開示義務を負う。

(4) 本件決定が裁量権（条例第10条）の逸脱・濫用であることについて

ア 仮に、本件非開示情報が条例第7条第1項第1号及び同項第2号に該当するとしても、本件非開示情報を開示しなかったことは、以下で述べるとおり裁量権の逸脱・濫用である。

イ 上記(3)で述べた本件宗教法人の代表役員又は責任役員による財産の領得行為やその黙認の状況を放置すれば、本件宗教法人の役員の行為により本件宗教法人の財産が減少し、その結果、本件宗教法人の存続自体が危うくなる可能性が極めて高い。

本件宗教法人は、地域に根付き、住民の心の拠り所となっていた神社であり、その存続ができなくなれば、地域コミュニティが消失して、地域社会に重大な悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

したがって、地域コミュニティの要である本件宗教法人を存続させるためにも、本件公文書の全てが開示され、本件宗教法人の役員による本件宗教法人の財産の不当な領得行為が行われていないかをチェックする必要があると高いといえる。

ウ また、宗教法人法(昭和26年法律第126号。以下「法」という。)第25条第3項は、「宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。」と規定している。

エ 審査請求人は、本件宗教法人の氏子であり、本件宗教法人に対し寄付金や狛犬等の奉納を行ってきたことから、同項に規定する「信者その他の利害関係人」に該当することは明らかであり、本件公文書の開示を求める理由が、本件宗教法人の役員による財産の領得行為が行われていないかをチェックする

ためであることから、その閲覧について「正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない」ことも明らかである。

オ そうすると、本件公文書は、同項に基づき閲覧義務を負う文書であるから、これらが条例に基づき開示されたとしても、本件宗教法人は何ら不利益を被らない。

カ それにもかかわらず、実施機関が本件非開示情報の開示を「公益上特に必要がある」と判断せず、不開示としたことは、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱・濫用であるといえる。

(5) 条例第7条第1項第7号該当性について

ア 実施機関は、文部科学省の定める「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成16年2月19日付け15庁文第340号。以下「本件処理基準」という。）において、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された資料の開示請求があった場合、公知の事実を除き、原則として不開示の取扱いをすることとされているから、本件非開示情報は、条例第7条第1項第7号に該当し、条例第10条による裁量的開示を行うことができる情報ではないと主張する。

しかしながら、本件処理基準では、「原則として不開示の取扱いをすること」とされており、開示が一切禁止されているわけではない。

イ 本件処理基準は、原則として不開示の取扱いをする根拠として、法第25条第3項に規定する閲覧請求権者が限定されている趣旨、及び同条第5項の規定を挙げている。

ウ 上記(4)で述べたとおり、審査請求人は、同条第3項に規定する閲覧請求権者に該当する。

エ また、審査請求人が本件公文書の開示を求める理由は、本件宗教法人の存続のために、本件宗教法人の役員による財産の不法な領得行為が行われていないかをチェックするためであり、その必要性は非常に高い。

一方、本件公文書の内容が明らかとなったとしても、何ら信教の自由が侵害されることはないし、仮に侵害されると解されとしても、宗教の信仰や宗教的行為そのものが禁止されるわけではないから、信教の自由に対する直接的な制約はなく、その制約態様は極めて弱い。

よって、開示をする必要性が、開示により宗教法人の信教の自由が侵害される程度を大きく上回る。

オ そうすると、本件処理基準を前提にしたとしても、実施機関は本件公文書を全て開示すべきであるため、条例第7条第1項第7号に該当しない。

(6) 開示の対象となる文書の内容について

審査請求人は、本件宗教法人の最直近の事務所備付け書類一式の開示請求をしたが、令和4年度の書類が部分開示された。審査請求人が実施機関に確認したところ、最新年度の書類が未だに本件宗教法人から実施機関に提出されていないため、令和4年度の書類を部分開示したとのことであつた。

そこで、現時点で、本件宗教法人から最新年度の事務所備付け書類が実施機関に提出されているのであれば、最新年度の書類を開示されたい。

5 実施機関の主張要旨

弁明書及び口頭意見陳述における実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号の該当性について

代表役員の生年月日並びに責任役員の氏名、生年月日、住所及び就任年月日は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1項第1号に該当することから、本件処分を行った。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性について

法人の印影は、本件宗教法人の代表役員名の印影であり、当該印影は、本件宗教法人の取引上重要性が認められるものであり、かつ、不特定多数の者が広く知り得る状態に置かれているものではないことから、公にすることにより、本件宗教法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、神社庁届提出日、財産の内容、金額及び科目の内容は、法人の内部情報であり、財産状況、経営状況、宗教活動の内容や規模など、法人の自立的な宗教活動に関わるものであることから、これらの情報を公開することは、本件宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上により、条例第7条第1項第2号に該当することから、本件決定を行った。

(3) 条例第7条第1項第7号該当性について

法第 87 条の 2 の規定に基づき、法第 25 条第 4 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務である。

そのため、都道府県が法による事務処理を行うに当たっては、文部科学省の定める本件処理基準に基づき、全国統一的に処理されるべきものであり、本件処理基準では、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合、公知の事実を除き、原則として不開示の取扱いとすることとされている。

これらのことから、本件非開示情報については、法令等の規定及び実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報であることから、条例第 7 条第 1 項第 7 号に該当するものである。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書口ないし同項第 2 号ただし書該当性について

審査請求人は、審査請求の理由において、本件宗教法人の財産を保護するために、本件宗教法人の役員による本件宗教法人の財産の領得行為が行われていないかをチェックする必要があることから、本件非開示情報を条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書口ないし同項第 2 号ただし書の規定により開示すべき旨を申し立てている。

まず、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか等の個別事情は考慮されないものである。

その上で、条例第 7 条第 1 項第 1 号では、個人が識別される情報については原則として非開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしており、ただし書口の該当性の判断においては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性和公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回る時に開示が義務付けられることになる。

このことを踏まえ検討するも、本件においては公益的見地から前者が後者を上回る特段の事情が認められないことから、同号ただし書口の規定により開示すべきであるという審査請求人の主張は認められない。

第2号ただし書についても同様に、前者(人の生命、健康、生活又は財産を保護すること)の必要性と、後者(本件請求に係る法人の事業に関する情報を公にすることにより害されるおそれのある本件宗教法人の権利利益)を比較衡量し、公益的見地から前者が後者を上回る特段の事情が認められないことから、同号ただし書の規定により開示すべきであるという審査請求人の主張は認められない。

(5) 条例第10条該当性について

条例第10条の該当性については、上記(3)に記載の通り、本件非開示情報が条例第7条第1項第7号の情報(法令秘情報)に該当するものであることから、実施機関が裁量的開示を行うことができる情報ではない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 宗教法人における事務所備付け書類の提出について

本件公文書は、法第25条第2項の規定により、宗教法人が事務所に常に備えなければならないとされている書類及び帳簿のうち、同条第4項の規定により本件宗教法人から実施機関に提出された書類の写しである。

なお、実施機関が当該提出された書類を取り扱う場合において、同条第5項の規定は、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。」と規定している。

イ 宗教法人の事務所における閲覧について

宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、同条第2項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないと同条第3項において規定されている。

ウ 法定受託事務に係る処理基準について

法第87条の2の規定において、法第25条第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務については、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、当該事務について、文部科学省では、法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として本件処理基準を定めている。

本件処理基準では、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、「当該書類が宗教法人の内部情報であり、同条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴、思想、信条、宗教等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

ただし、本号本文に該当するとした情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号ただし書口）等、公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合等をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

イ 妥当性の判断

(7) 本号本文該当性

本件非開示情報のうち代表役員の生年月日、責任役員の氏名、印影、生年月日、住所及び就任年月日（以下「本件非開示情報1」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

(4) 本号ただし書口該当性

審査請求人は、本件宗教法人の代表役員は、本件宗教法人の財産を領得している蓋然性が高く、また、責任役員による本件宗教法人の財産の領得行為を黙認している等の可能性があることから、本件宗教法人の財産を保護するために、本件宗教法人の役員による財産の領得行為が行われていないかをチェックする必要があるため、本件非開示情報1は、本号ただし書

口に該当し、開示すべきであると主張しているため、この点について検討する。

本号ただし書口の該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられることになる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

このことを踏まえ検討するも、審査請求人の主張は本件宗教法人と審査請求人らとの関係性やその関係性に基づく内部事情に関するものであって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公益的見地から本件非開示情報 1 を公にする必要性が、これを公にすることにより害される個人の権利利益に比して、優越するものとは言えず、同号ただし書口には該当しない。

(ウ) 本号ただし書イ、ハ及びニ該当性

本件非開示情報 1 が、本号ただし書イ、ハ及びニに該当しないことは、明らかである。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、法人等又は事業を営む個人（以下「事業者」という。）の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者の非開示情報としての要件を定めた規定である。

「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。

「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、開示することにより事業者の名誉侵害又は

社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、信用上不利益を与える情報、人事や経理・資金調達に関する情報などがこれに該当する。

ここでいう「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これには、現実に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

イ 妥当性の判断

(7) 本号本文該当性

a 法人の印影（以下「本件非開示情報2」という。）について

実施機関は、非開示とした法人の印影は、本件宗教法人の代表者名の印影であると説明している。

当審査会が実施機関に確認したところ、代表役員の印章は、本件宗教法人における活動上使用する印章のうち代表者が使用しているものであることが確認された。

したがって、代表役員の印章は、本件宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであり、本件非開示情報2を公にすることにより、偽造等による悪用のほか財産権の侵害等のおそれが否定できないため、本件非開示情報2は、本号本文に該当する。

b 神社庁届年月日、財産目録に記載された財産の内容、決算書に記載された金額及び科目の内容（以下「本件非開示情報3」という。）

実施機関は、本件非開示情報3について、法人内部の情報であり、財産状況、経営状況、宗教活動の内容や規模など、本件宗教法人の自立的

な宗教活動に関わるものであることから、これらの情報を公開することは、本件宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非開示としたと説明している。

上記(1)イのとおり当該備付書類の宗教法人の事務所における閲覧請求権者は、同条第3項の規定により、「信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたないと認められる者」に限定されている。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、宗教法人が同条に基づいて作成する書類は、文化庁や実施機関が示す様式例はあるものの、財産目録や決算書等の記載内容は、宗教法人の特性に応じて、各宗教法人が任意に作成することができるということであり、本件公文書も本件宗教法人の活動内容等に応じて作成されたものであることが認められた。

以上を踏まえて検討すると、本件非開示情報3は、本件宗教法人が一般には公開していない内部情報であり、これが公になれば、本件宗教法人の活動内容や活動規模、資産状況等が明らかとなる。加えて、本件公文書には宗教法人固有の項目が存在することから、本件宗教法人の活動の態様に対する誹謗中傷や名誉棄損などのおそれがあり、宗教法人の意思決定に関する自主的・自律的な判断権限を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、公にすることにより、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、本号本文に該当する。

(イ) 本号ただし書該当性

審査請求人は、本件宗教法人の代表役員は、本件宗教法人の財産を領得している蓋然性が高く、また、責任役員による本件宗教法人の財産の領得行為を黙認している可能性があることから、本件宗教法人の財産を保護するために、本件宗教法人の役員による財産の領得行為が行われていないかをチェックする必要があるため、本件非開示情報2及び3は、本号ただし書に該当し、開示すべきであると主張している。

しかし、審査請求人の主張は本件宗教法人と審査請求人らとの関係性やその関係性に基づく内部事情に関するものであり、上記(2)イ(イ)で検討したとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公益的見地から本件非開示情報2及び3を公にする必要性が、これを公にすることにより害される

本件宗教法人の権利利益に比して、優越するものとは言えず、同号ただし書には該当しない。

(4) 条例第 10 条該当性について

審査請求人は、仮に本件非開示情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に該当するとしても、条例第 10 条の規定に基づき裁量的開示を行わなかったことは、裁量権の逸脱・濫用である旨主張していることから、以下検討する。

ア 本条の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示により保護すべき利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

イ 該当性の判断

審査請求人は法第 25 条第 3 項に規定する閲覧請求権者に該当することから、本件公文書が開示されたとしても、本件宗教法人に何ら不利益は生じないと主張している。

しかしながら、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるか等の個別の事情は考慮されず、審査請求人が同項に規定する閲覧請求権者に該当するか否かによって、開示される内容に差異は生じないものである。

さらに、審査請求人は、本条の規定に基づき開示を求める理由として、本件宗教法人の内部事情や代表役員らの領得行為による財産の減少、将来起こり得るとする地域コミュニティの消失等を主張する。

実施機関によると、これら審査請求人の主張についての客観的な事実是不明であるとのことである。加えて、当審査会において審査請求人から提出された添付書類を確認したが、何人に対しても本件公文書を開示すべき公益上の必要性があると判断するに足るものはなかった。

以上のことから、本件非開示情報を開示することにより得られる利益が、開示されないことにより保護される利益に優越するとはいえず、審査請求人の主張する、本条の規定に基づき裁量的開示を行わなかったことが裁量権の逸脱・濫用である旨の主張は認められない。

なお、実施機関は、本件非開示情報が条例第 7 条第 1 項第 7 号に規定する法令秘情報にも該当する旨主張しているが、上記(2)及び(3)で検討したとお

り、本件非開示情報は同項第1号及び同項第2号に規定する非開示情報に該当することから、同項第7号該当性についての検討は行わない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、令和7年5月26日付けの反論書において、「現時点で、本件宗教法人から最新の事務所備付け書類が実施機関に提出されているのであれば、最新年度の書類を開示されたい」と主張している。

宗教法人の事務所備付け書類は、法第25条第4項の規定により、毎会計年度終了後四月以内に実施機関に提出しなければならないとされている。

実施機関に確認したところ、公文書開示請求が行われた令和7年1月8日時点では、本件宗教法人から令和5年度分の備付け書類が提出されておらず、最新の備付け書類として令和4年度分を特定したとのことである。

情報公開制度は、請求日時点で存在する公文書を特定し、開示を行う制度であり、本審査請求は、本件決定について判断するものであるから、現時点での最新年度の書類の開示を求める審査請求人の当該主張は認められない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。